

令和 6 年 3 月
令和 6 年第 1 回栃木市議会定例会
議案説明書（その 1）

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定)	1
議案第 1 号	令和6年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和6年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3 号	令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算	別冊
議案第 5 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算	別冊
議案第 6 号	令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和6年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和6年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和6年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第10号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第11号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第12号	令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第13号	令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第14号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	別冊
議案第15号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第2号)	別冊
議案第16号	令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第17号	令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第18号	令和5年度栃木市水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第19号	令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第20号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	3
議案第21号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の制定について	4
議案第22号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	5
議案第23号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の制定について	6
議案第24号	栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7

議案第25号	栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	8
議案第26号	栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第27号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第28号	栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第29号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第30号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第31号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第32号	栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する 条例の制定について	52
議案第33号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第34号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第35号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	122
議案第36号	栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例の制定について	140
議案第37号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	156

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるところ。

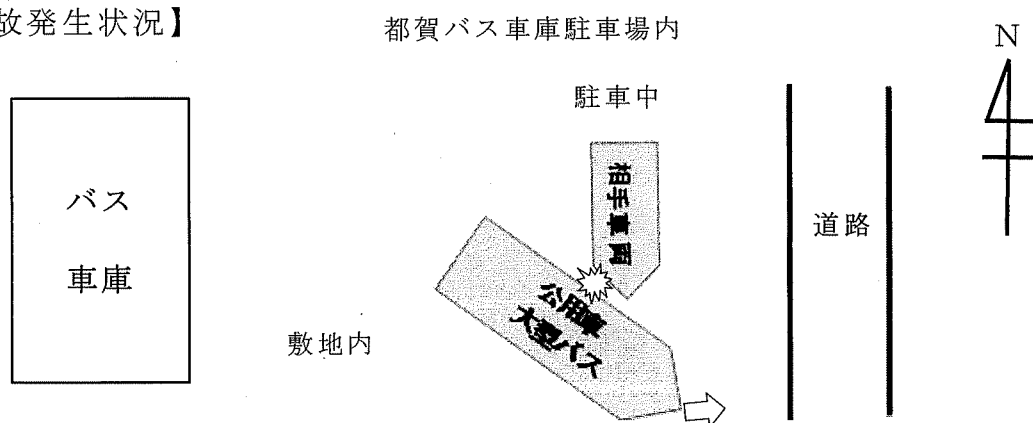
2 以下略

専決第 1 号

【事故発生場所】



【事故発生状況】



令和 5 年 11 月 9 日午後 4 時 40 分頃、バス車庫にバックで入庫するために U ターンする左回転の際に、駐車場に止まっていた軽自動車右前方と大型バス左側が接触した。

(障がい福祉課)

議案第 20 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について

提案理由

栃木県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(障がい福祉課)

議案第 21 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

提案理由

栃木県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

(障がい福祉課)

議案第 2 2 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について

提案理由

栃木県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
全部改正を踏まえ、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ

(障がい福祉課)

議案第 23 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の制定について

提案理由

栃木県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

(障がい福祉課)

議案第 2 4 号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

提案理由

栃木県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ

(障がい福祉課)

議案第 25 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

提案理由

栃木県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正を踏まえ、栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

(総務人事課)

議案第26号

栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定を改めること。

(第7条関係)

- (2) 法律番号を加えること。(第8条関係)

2 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- (1) 会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えること。(第2条関係)

- (2) 勤勉手当の支給に係る規定を加えること。

(第11条の2及び第21条の2関係)

- (3) 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に係る定義規定を改めること。(第21条関係)

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

現	行
【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 略 2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業した職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。 【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正】 （会計年度任用職員の給与） 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2 略 第11条 略	

る条例の一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

- 2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正】

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

第11条 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

改 正 案

任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計

現

行

改 正 案

年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(総務人事課)

議案第 27 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

建築主事の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給し、並びに感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の支給の対象となる家畜伝染病の種類等及び特殊勤務手当の特例を適用する感染症を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 特殊勤務手当の種類に建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当を加えること。(第3条関係)
- 2 感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の支給の対象となる家畜伝染病の種類及び額の上限を改めること。(第4条関係)
- 3 建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定を加えること。(第8条関係)
- 4 感染症等防疫作業に係る特殊勤務手当の特例を適用する感染症を改めること。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

現	行
(特殊勤務手当の種類)	
第 3 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	
(1)～(5) 略	
(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)	
第 4 条 感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。	
(1) 略	
(2) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病、鼻そ又は市長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が患者若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。	
2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき <u>500 円</u> を超えない範囲で定める。	
第 7 条 略	
第 8 条・第 9 条 略	
附 則	
1～4 略	
(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)	
5 <u>感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に掲げる新型コロナウイルス感染症</u> に係る第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、従事した日 1 日につき 4,000 円を超えない範囲において規則で定める額とする。	

改 正 案

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当

(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第4条 感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。

(1) 略

(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が患畜若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病の病原体の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき900円を超えない範囲で定める。

第7条 略

(建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第6項の規定により任命された建築主事が同法其他法令の規定により建築主事が行うこととされている業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき500円を超えない範囲で定める。

第9条・第10条 略

附 則

1～4 略

(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

5 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が認めるものに限る。）をいう。）に係る第4条第1項第1号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員

現	行

改 正 案

の特殊勤務手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、従事した日１日につき４，０００円を超えない範囲において規則で定める額とする。

(総務人事課)

議案第 28 号

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

課の名称を改めること。(第 7 条関係)

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

議案第28号（総務人事課）

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

現	行
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部<u>子育て支援課</u>において処理する。	

改 正 案

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部子育て総務課において処理する。

(総務人事課)

議案第 29 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を加えること。
(第 2 条関係)
- 2 条例で定める個人番号を利用することができる事務に係る規定を改めること。(第 4 条関係)

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

現	行
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。 ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

2 略

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(市民生活課)

議案第 3 0 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎ 改正の概要

本籍地が本市以外の者に係る戸籍謄本等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料を定めること。（別表第1関係）

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ

議案第30号（市民生活課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行	
別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～4 略	略
5 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
6 略	略

改 正 案

別表第 1 (第 2 条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1 ～ 4 略	略
5 戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) 第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、 <u>第 120 条の 2 第 1 項</u> 若しくは第 126 条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1 通につき 450 円
6 略	略
7 <u>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</u> (<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号)</u> 第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)) における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請	1 件につき 400 円

現	行
7 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1 通につき 750円
8 略	略

改 正 案

求を行う場合における当該発行を除く。)

8 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
---	-------------------

9 略

略

10 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件につき 700円
---	-------------------

現

行

<u>9</u> 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
<u>10</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	1件につき 350円
<u>11～39</u> 略	略

備考 略

改 正 案

1 1 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
1 2 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	1件につき 350円
1 3 ～ 4 1 略	略

備考 略

(保険年金課)

議案第 3 1 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しを行うに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 課税限度額を改めること。(第 2 条関係)
- 2 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。
(第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 関係)
- 3 低所得者世帯及び未就学児がいる世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改めること。(第 2 3 条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ

議案第31号（保険年金課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
(課税額)	
第2条 略	
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。	
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。	
4 略	
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.6</u> を乗じて算定する。	
2 略	
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万5,100円</u> とする。	
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び	

改 正 案

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

現

行

第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,600円

(2) 特定世帯 9,300円

(3) 特定継続世帯 13,950円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する

改 正 案

第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 17,700円

(2) 特定世帯 8,850円

(3) 特定継続世帯 13,275円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する

総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円

(イ) 特定世帯 6,510円

(ロ) 特定継続世帯 9,765円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,840円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改 正 案

総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,390円

(イ) 特定世帯 6,195円

(ウ) 特定継続世帯 9,293円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,770円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

現	行
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>9, 300円</u>
(イ) 特定世帯	<u>4, 650円</u>
(ウ) 特定継続世帯	<u>6, 975円</u>
ウ・エ 略	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について	<u>5, 600円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	<u>3, 100円</u>
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について	<u>5, 020円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>3, 720円</u>
(イ) 特定世帯	<u>1, 860円</u>
(ウ) 特定継続世帯	<u>2, 790円</u>
ウ・エ 略	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について	<u>2, 240円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	<u>1, 240円</u>
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、	

改 正 案

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8, 850円

(イ) 特定世帯 4, 425円

(ウ) 特定継続世帯 6, 638円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5, 550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3, 920円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 540円

(イ) 特定世帯 1, 770円

(ウ) 特定継続世帯 2, 655円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 220円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 220円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、

現

行

それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 550円

- (2) 略

3 略

改 正 案

それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2, 9 4 0 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 4, 9 0 0 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 7, 8 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9, 8 0 0 円

- (2) 略

3 略

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部
を改正する条例の制定について

提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 市民及び事業者に係る規定を整理すること。
(第1条、第3条、第5条、第7条及び第10条関係)
- 2 事業者の定義を加えること。(第2条関係)
- 3 事業者における社会的障壁の除去のための合理的配慮義務を加えること。
(第16条関係)
- 4 あっせん対象行為に社会的障壁の除去のための合理的配慮義務に違反する行為を加えること。(第18条関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する条例

現

行

（目的）

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

（基本理念）

第3条 略

2 略

3 障がいを理由とする差別の解消は、全ての市民は地域社会を構成する多様な主体であり、互いに協力していく存在であることを基本として推進されなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

（啓発）

第7条 市は、市民が障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深められるよう、啓発活動を行うものとする。

（市民への学習機会の提供）

第10条 市は、障がい者、コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者の意思の疎通を支援する者をいう。以下同じ。）、社会福祉関係団

改 正 案

(目的)

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者のうち、市の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 略

2 略

3 障がいを理由とする差別の解消は、全ての市民及び事業者は地域社会を構成する多様な主体であり、互いに協力していく存在であることを基本として推進されなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に関する理解を深めるとともに、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発)

第7条 市は、市民及び事業者が障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深められるよう、啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者への学習機会の提供)

第10条 市は、障がい者、コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者の意思の疎通を支援する者をいう。以下同じ。）、社会福祉関係団

体等と協力し、障がい者の差別を解消するために、障がいの特性に応じて、次に掲げる事項の重要性について市民が学習する機会を提供するよう努めるものとする。

(1)・(2) 略

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第16条 略

2 略

3 市は、市民が前項に規定する必要かつ合理的な配慮を行うときは、支援するよう努めるものとする。

(あっせん)

第18条 障がい者（障がい者自らの意思を表明することが困難である場合にあっては、当該障がい者の家族その他の関係者）は、自己に対する事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）による第15条に規定する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によって解決されないときは、市長に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、家族その他の関係者が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

改 正 案

体等と協力し、障がい者の差別を解消するために、障がいの特性に応じて、次に掲げる事項の重要性について市民及び事業者が学習する機会を提供するよう努めるものとする。

(1)・(2) 略

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第16条 略

2 略

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としてい
る旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい
者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態
に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 市は、市民及び事業者が前2項に規定する必要かつ合理的な配慮を行うときは、支援する
よう努めるものとする。

(あっせん)

第18条 障がい者（障がい者自らの意思を表明することが困難である場合にあっては、当該
障がい者の家族その他の関係者）は、自己に対する事業者による第15条又は第16条第3
項の規定に違反する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条
の相談によって解決されないときは、市長に対し、当該事案の解決のために必要なあっせん
を求める申立てをすることができる。ただし、家族その他の関係者が申立てをしようとする
場合において、当該申立てをすることが障がい者の意に反することが明らかであるときは、
この限りでない。

(高齢介護課)

議案第 33 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険料率を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険料率を改めること。(第3条関係)
- 2 引用条項を改めること。(第5条関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

現	行
第3章 保険料 (保険料率) 第3条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,988円</u> (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,784円</u> (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,982円</u> (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,179円</u> (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,976円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,371円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が<u>125万円以下</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,568円</u> ア 合計所得金額が<u>125万円を超え210万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)	

改 正 案

第3章 保険料

(保険料率)

第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32, 361円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 42, 674円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 49, 075円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 64, 011円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 71, 124円
- (6) 次のいずれかに該当する者 85, 348円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 92, 461円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)

現

行

に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 107,964円

ア 合計所得金額が210万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,958円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 143,952円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 161,946円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

改 正 案

に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,686円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,910円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 135,135円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 149,360円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者

現

行

(12) 次のいずれかに該当する者 179,940円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 197,934円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,592円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

改 正 案

を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 163, 585円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 170, 697円

ア 合計所得金額が720万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 177, 810円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 184, 922円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 195, 591円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万270円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,592円」とあるのは、「2万8,790円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,592円」とあるのは、「5万383円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に、政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第3条第1項第6号から第11号のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

改 正 案

令和6年度から令和8年度までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万270円」とあるのは、「2万8,449円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万270円」とあるのは、「4万8,719円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に、政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第3条第1項第6号から第15号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 従業者の員数の基準及び引用条項を改めること。

(第7条、第48条、第112条、第159条、第179条及び第219条関係)

2 管理者の要件及び引用条項を改めること。

(第8条、第49条、第63条、第83条、第100条、第104条、第113条、第140条、第150条、第160条、第194条、第215条及び第220条関係)

3 引用条項を改め、字句の整理を行うこと。

(第15条、第79条の3、第107条、第136条、第156条、第157条、第176条、第177条、第195条、第204条、第205条、第217条、第229条及び第230条関係)

- 4 身体的拘束等の禁止に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。
(第25条、第52条、第68条、第89条、第106条及び第225条関係)
- 5 重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。(第35条関係)
- 6 身体的拘束等の記録に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。
(第43条、第59条、第78条、第96条及び第109条関係)
- 7 引用法令を改めること。(第79条の2関係)
- 8 指定介護療養型医療施設の定義を加えること。(第103条関係)
- 9 身体的拘束等の禁止に係る規定を改め、字句の整理を行うこと。
(第122条関係)
- 10 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に係る規定を設けること。
(第135条の2関係)
- 11 協力医療機関等に係る規定を改めること。
(第154条、第175条、第193条の2及び第200条関係)
- 12 法律番号を加えること。(第180条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ

議案第34号（高齢介護課）

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一

現	行
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	
第7条 略	
2～4 略	
5	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(4) 略	
(5)	指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第102条第1項、 <u>第103条</u> 、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。）
(6)～(10) 略	
(11)	<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u>
(12) 略	
6	随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一 <u>施設内</u> にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7～12 略	
(管理者)	
第8条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u> の職務に従事することができるものとする。
(心身の状況等の把握)	

改 正 案

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 略

2～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第102条第1項、第103条第1項、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。）

(6)～(10) 略

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年栃木市条例第3号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

（揭示）

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

改 正 案

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年栃木市条例第3号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) 略

（揭示）

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト

(記録の整備)

第43条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第27条第11項に規定する訪問看護報告書

(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

に掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第59条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第63条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(記録の整備)

第59条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第63条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

(6) 略

(記録の整備)

第78条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第79条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児を

(8) 略

(記録の整備)

第78条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第68条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第79条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2

いう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 略

(準用)

第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節(第79条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第

改 正 案

項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 略

(準用)

第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節(第79条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第

現

行

３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第７１条に規定する運営規程をいう。第３５条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６４条第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６８条第４号、第６９条第５項、第７２条第３項及び第４項並びに第７５条第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第７８条第２項第２号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第４号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第８３条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２ 略

３ 略

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第８９条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）・（２） 略

改 正 案

３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第７１条に規定する運営規程をいう。第３５条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６４条第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６８条第４号、第６９条第５項、第７２条第３項及び第４項並びに第７５条第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第７８条第２項第２号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第５号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第８３条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２ 略

３ 略

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第８９条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）・（２） 略

（３） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第96条 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第100条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ
る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第103条 略

改 正 案

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第96条 略

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第89条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

- (7) 次条において準用する第77条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第100条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第103条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第112条第7項、第139条第9項及び第219条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第104条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第106条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

改 正 案

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第112条第7項、第139条第9項及び第219条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第104条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第106条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第100条又は第104条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第109条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(従業者の員数等)

第112条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす

改 正 案

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第100条又は第104条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第109条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第106条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第77条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第112条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす

現		行
従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員
略	略	略

7～13 略

（管理者）

第113条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第3項、第141条及び第221条において同

改 正 案

従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第113条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第3項、第141条、第220条第3項及び第2

じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第122条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 略

(7)・(8) 略

第135条 略

改 正 案

21条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第122条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 略

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) 略

第135条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第135条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第136条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第122条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第140条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第150条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により

改 正 案

(記録の整備)

第136条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第122条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第140条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第150条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りで

現

行

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第154条 略

2・3 略

(記録の整備)

ない。

(協力医療機関等)

第154条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第156条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第144条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第146条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条、第132条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第159条 略

改 正 案

第156条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第144条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第146条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条、第132条、第134条及び第135条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第159条 略

現

行

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 略

8～10 略

（管理者）

第160条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第177条において準用する第135条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第160条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又

現

行

は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第175条 略

2 略

（記録の整備）

第176条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施

改 正 案

は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第175条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

（記録の整備）

第176条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施

設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第164条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第166条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第174条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第129条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次

改 正 案

設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第164条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第166条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第174条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条及び第135条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次

に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) 略

９～１７ 略

（設備）

第１８０条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 医務室 医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

（緊急時等の対応）

第１９３条の２ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１７９条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（管理者による管理）

第１９４条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人

改 正 案

に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) 略

9～17 略

（設備）

第180条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

（緊急時等の対応）

第193条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第179条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

（管理者による管理）

第194条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人

福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第195条 計画担当介護支援専門員は、第186条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第205条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第203条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（協力病院等）

第200条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

改 正 案

福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第195条 計画担当介護支援専門員は、第186条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第185条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第205条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第203条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（協力医療機関等）

第200条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出

2 略

(記録の整備)

第204条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第70条、第74条及び第76条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第196

改 正 案

なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第204条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第183条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第185条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで及び第135条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあ

現

行

条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第215条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第217条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第181条から第183条まで、第186条、第189条、第191条から第195条まで及び第199条から第204条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第70条第2項中「この節」とあ

改 正 案

るのは「第１９６条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第７０条第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第７６条第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第２１５条 略

２～４ 略

５ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

６ 略

(準用)

第２１７条 第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第７０条、第７４条、第７６条第１項から第４項まで、第１３５条の２、第１８１条から第１８３条まで、第１８６条、第１８９条、第１９１条から第１９５条まで及び第１９９条から第２０４条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２１４条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第７０条第２項

現

行

るのは「第9章第5節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第195条中「第186条」とあるのは「第217条において準用する第186条」と、同条第5号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同条第6号中「第205条」とあるのは「第217条」と、同条第7号中「第203条第3項」とあるのは「第217条において準用する第203条第3項」と、第204条第2項第2号中「第183条第2項」とあるのは「第217条において準用する第183条第2項」と、同項第3号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第217条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第217条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第219条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第220条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型

改 正 案

中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第195条中「第186条」とあるのは「第217条において準用する第186条」と、同条第5号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同条第6号中「第205条」とあるのは「第217条」と、同条第7号中「第203条第3項」とあるのは「第217条において準用する第203条第3項」と、第204条第2項第2号中「第183条第2項」とあるのは「第217条において準用する第183条第2項」と、同項第3号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第217条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第217条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第219条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第220条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型

現

行

居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第225条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7)～(11) 略

(記録の整備)

第229条 略

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

改 正 案

居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第225条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8)～(12) 略

(記録の整備)

第229条 略

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

現	行
(1)・(2) 略 (3) 第225条第6号に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) 略 (6) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) 略 (準用)	
第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第130条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第117条中「第112条第12項」とあるのは「第219条第13項」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替えるものとする。	

改 正 案

(1)・(2) 略

(3) 第 2 2 5 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第 2 1 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第 2 9 条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第 3 9 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第 4 1 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用) }

第 2 3 0 条 第 1 0 条から第 1 4 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 3 条の 2、第 3 5 条から第 3 9 条まで、第 4 1 条から第 4 2 条まで、第 7 0 条、第 7 2 条、第 7 5 条、第 7 6 条、第 1 1 7 条から第 1 2 0 条まで、第 1 2 3 条から第 1 2 5 条まで、第 1 2 7 条、第 1 2 8 条、第 1 3 0 条から第 1 3 5 条まで及び第 1 3 5 条の 2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 1 0 条第 1 項中「第 3 2 条に規定する運営規程」とあるのは「第 2 3 0 条において準用する第 1 3 0 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 3 3 条の 2 第 2 項、第 3 5 条第 1 項並びに第 4 1 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 7 0 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 1 0 章第 4 節」と、第 7 2 条第 3 項及び第 4 項並びに第 7 5 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 7 6 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 1 1 7 条中「第 1 1 2 条第 1 2 項」とあるのは「第 2 1 9 条第 1 3 項」と、第 1 1 9 条及び第 1 2 7 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 1 3 5 条中「第 1 1 2 条第 6 項」とあるのは「第 2 1 9 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 管理者の要件を改めること。

(第7条、第11条、第46条、第73条及び第80条関係)

- 2 引用条項を改め、字句の整理を行うこと。

(第10条、第65条、第86条及び第87条関係)

- 3 重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定を加えること。

(第33条関係)

- 4 身体的拘束等の記録に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。

(第41条関係)

5 身体的拘束等の禁止に係る規定を加え、引用条項を改め、字句の整理を行うこと。(第43条関係)

6 従業者の員数の基準を改めること。(第45条関係)

7 身体的拘束等の禁止に係る規定を改め、字句の整理を行うこと。

(第54条関係)

8 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に係る規定を設けること。

(第64条の2関係)

9 協力医療機関等に係る規定を改めること。(第84条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ

議案第 35 号（高齢介護課）

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

現	行
（管理者） 第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	
2 略	
（利用定員等）	
第 10 条 略	
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。）の運営（第 45 条第 7 項及び第 72 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</u>	
（管理者）	
第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあ</u> <u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>なお、共用型指定介護予	

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

(管理者)

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第10条 略。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通

現

行

防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

改 正 案

所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

現

行

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員
---	--	------

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

現

行

略

略

略

7～13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することが出来るものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急

改 正 案

略

略

略

7～13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急

現

行

やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

第64条 略

（記録の整備）

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

改 正 案

やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条 略

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

改 正 案

- (4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

現

行

2・3 略

(記録の整備)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

改 正 案

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7・8 略

（記録の整備）

第86条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

改 正 案

- (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 従業者の員数を改めること。(第4条関係)
- 2 管理者の要件を改め、字句の整理を行うこと。(第5条関係)
- 3 引用条項を改め、字句の整理を行うこと。

(第6条、第13条、第14条、第24条、第34条及び第35条関係)

- 4 利用料に係る規定を改めること。(第12条関係)
- 5 重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定を定めること。

(第23条関係)

- 6 身体的拘束等の記録に係る規定を加え、引用条項を改め、字句の整理を行うこと。(第30条関係)

- 7 身体的拘束等の禁止に係る規定、テレビ電話装置等を活用した面接に係る規定及び市長への情報提供に係る規定を加え、引用法令及び引用条項を改めること。（第3.2条関係）

〔参照条文〕

議案第20号と同じ

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

現	行
---	---

（従業者の員数）

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

(従業者の員数)

第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

5～8 略

(利用料等の受領)

第12条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

改 正 案

第6条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

5～8 略

(利用料等の受領)

第12条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第24条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

改 正 案

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定(第32条第33号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第24条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第32条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 略

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第16号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する関係する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(11) 略

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並

改 正 案

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第16号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 略

イ 第32条第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第18号の規定による評価の結果の記録

オ 第32条第19号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による関係する市町村への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(13) 略

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第15号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)～(16) 略

- (17) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(16)～(18) 略

- (19) 担当職員は、第15号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(i) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20)・(21) 略

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第24号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(23)～(30) 略

（準用）

第34条 第2条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第12項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(20) 略

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22)・(23) 略

(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第26号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(25)～(32) 略

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（準用）

第34条 第2条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第12項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るもの

く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

改 正 案

を除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第30号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議
会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 従業者の員数を改めること。(第5条関係)
- 2 管理者の要件を改めること。(第6条関係)
- 3 居宅サービス計画の説明対象者を加え、説明内容に係る規定及び引用条
項を改めること。(第7条関係)
- 4 身体的拘束等の禁止に係る規定及びテレビ電話装置等を活用した面接に
係る規定を加え、引用法令及び引用条項を改め、字句の整理を行うこと。
(第16条関係)
- 5 重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定を加え、字句の整理を行う
こと。(第25条関係)
- 6 身体的拘束等の記録に係る規定を加え、引用条項を改め、字句の整理を
行うこと。(第32条関係)
- 7 字句の整理を行うこと。(第34条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す

現	行
（従業者の員数） 第 5 条 略 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が 35</u> 又はその端数を増すごとに 1 とする。	
（管理者） 第 6 条 略 2 略 3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） 第 3 章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、	

(従業者の員数)

第5条 略

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 略

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

5 略

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電

改 正 案

づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

6 略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電

現 行

磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(11) 略

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第14号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

改 正 案

磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(15) 略

(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(17) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、当該利用者に面接すること。

イ 略

(16) 略

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の規定による居宅サービス計画の変更に
ついて準用する。

(18)～(29) 略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予
防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を
勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程
の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め
られる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援

改 正 案

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号の規定による居宅サービス計画の変更に
ついて準用する。

(20)～(31) 略

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(33) 略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備

事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア・イ 略

ウ 第16条第9号の規定によるサービス担当者会議の開催等の記録

エ 略

(3) 略

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

改 正 案

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第15号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア・イ 略

ウ 第16条第11号の規定によるサービス担当者会議の開催等の記録

エ 略

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 略

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第30号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

現 行

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

改 正 案

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

